

令和6年12月支給分から児童手当制度が変わります

- 所得制限の撤廃
- 支給期間を高校生世代まで延長
- 第3子以降の支給額を児童一人月額3万円に増額
- 第3子のカウント対象年齢を（保護者の経済的負担がある場合）22歳到達後最初の年度末までに延長
- 支給月が「年3回」から「年6回」に変更



※制度の詳細はこちら

■申請が必要な方

- (1) 所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当の支給対象外となっている方
※御代田町独自の特別手当受給者の方は申請が必要です。
- (2) 現在児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- (3) 現在児童手当を受給しているが、大学生年代の児童を含めると児童数が3人以上になる方
- (4) 現在児童手当を受給していて、養育している高校生年代の児童が別住所にお住まいの方

■申請が不要な方

- (1) 現在児童手当または特例給付を受給していて、高校生年代の児童が同じ住所にお住まいの方
- (2) 現在児童手当を受給していて、制度改正後も算定する児童数が変わらない方

申請案内を送付しています

申請が必要と思われる方には、町から9月中旬に申請案内を郵送しています。

(注) 子と別居している場合や、町に申請履歴が無い場合等、案内を送付できない場合があります。
該当と思われる方で案内通知が届かない場合は、こども係までお問い合わせください。

申請受付日 9月4日(水)～10月31日(木)
申請書提出先 町民課こども係(役場1階5番窓口)
申請受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※児童手当時間外開庁(10月31日(木)まで)
木曜 午後5時30分～7時30分
児童手当以外のお手続きの対応はできません。ご了承ください。

10月10日(木) 児童手当支給日

令和6年6月分から9月分までの児童手当を10月10日(木)に指定口座へ振り込みます。現在の制度での最後の定例支給日です。
受給者の皆さまは入金をご確認ください。

問い合わせ先 町民課こども係(32)3114

第30回 きなんしまつり

◆ 芸能発表会 ◆



10月26日(土)

午前10時～午後4時(予定)

幅広い世代の皆さまによるステージ発表です。
日頃の練習の成果をお楽しみください。

◆ 総合文化展 ◆



11月1日(金)～3日(日)

午前10時～午後5時 ※最終日は午後3時まで

『御代田の人たちってホントにすごい!』
力作ぞろいの作品展です。

場所 エコールみよた あつもりホール他

主催 御代田町公民館・きなんしまつり実行委員会 / 問い合わせ先 教育委員会生涯学習係(32)2770

令和7年度



放課後児童クラブの 登録児童の受付を 開始します



放課後児童クラブでは、保護者が就労等の理由により昼間留守となる家庭の小学1年生から6年生までの児童をお預かりし、放課後等における生活の場を提供しています。

令和7年度放課後児童クラブの登録児童の受付を開始します。登録を希望する場合は、期間内に必ずお申し込みください。

■申し込みいただける方

保護者のいずれもが、次の理由により昼間留守になる場合(同居の祖父母等親族が保育できる場合は、申込不可)

- 保護者が児童と離れて毎月過半日以上、かつ、毎日4時間以上、家事以外の仕事をしている場合
- 保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合
- 保護者が出産の前(原則として産前2カ月・産後3カ月間)である場合
- 保護者が長期にわたる病人、または心身に障がいがある同居の親族を常時介護している場合
- 家庭に火災や風水害などの災害があった場合

■児童館の概要

- 定員…大林児童館(南小区域)▶290名
…東原児童館(北小区域)▶150名
- 利用時間
(通常)月～金曜日(祝祭日を除く)
下校時～午後6時30分
土曜日…午前8時～午後6時
(長期休み等学校休校時)…午前8時～午後6時30分
- 負担金
◆年 額 2,000円 ◆土曜日 1回500円
※他、行事やおやつ代など、実費徴収があります。
※年額の負担金は、利用の有無にかかわらず、申し込みをした時点で発生します。

■申込方法

- ①児童クラブ加入申込書 ②個別児童票
- ③利用が必要であることを証明する書類
以上の3点を不足なく準備し、提出してください。
不備がある場合、受付後に返却することもあります。
- 申込書等配布期間…9月17日(火)～
- 申請書配布場所…大林児童館、東原児童館、

町ホームページ

※利用を希望する児童館で用紙を受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。**役場では配布しておりません。**

●**申込受付期間**…10月1日(火)～25日(金)
午前10時～午後6時(土日祝日を除く)

※上記期間以外は原則として受付いたしません。利用が必要であることを証明する書類の取得に時間がかかる場合は、必ず申込期間内にご連絡ください。

●**受付場所**…利用を希望する児童館
郵送での申請も受付可能です。
(申込期間内必着)

■注意事項

- すでに利用していても、引き続き利用を希望する場合、申し込みが必要です。
- 年度途中から利用を希望される方(長期休みのみ、復職予定、出産予定等)も、この期間内で申し込みをお願いします。
- 期限内にお申し込みいただけない場合は、新年度を迎えた後、空きがあった場合の受付となります。**この場合、年度当初の春休み期間の利用はできませんので、ご注意ください。

■一般来館

児童クラブへ加入していない場合でも、児童館の利用は可能です。

利用したいときは、一度帰宅し、ランドセル等の荷物を置いてから、来館してください。
なお、**学校休校日の利用の際は、昼食・間食をとることができません。**

申し込み・問い合わせ先 ●大林児童館(32)0154 ●東原児童館(32)5769